

小金井市立緑中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち、学校は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、いじめ撲滅に向けた、未然防止・早期発見・早期対応を基本とした組織的な対策に取り組む。

2 いじめ問題に関する基本的認識

- 1 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
- 2 いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと
- 3 「いじめはいじめられる側にも問題がある」という見方は間違っていること
- 4 いじめはその行為の態様によっては、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
- 5 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している場合があること
- 6 いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 7 いじめ問題は、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となってその解決または未然防止に真剣に取り組む必要があること

3 緑中学校いじめ防止対策校内委員会

1 構成

緑中学校いじめ防止対策校内委員会は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、各学年生活指導担当で構成し、毎週実施している生活指導部会にいじめ防止対策校内委員会を位置付ける。ただし、重大事態が発生した場合を含め、状況に応じて学年主任、当該学級担任、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、及びスクールソーシャルワーカー等を加えた拡大委員会を設定する。

2 役割

(1) 未然防止に係る役割（心の教育）

ア いじめ防止対策の計画・立案・調整

イ 各学年のいじめ防止に係る情報の共有、いじめ防止対策を基にした取組の計画、立案、実施

ウ 生徒会活動等におけるいじめ防止のための取組の計画・立案・実施に係る指導

(2) 早期発見・早期対応に係る役割（迅速な対応）

ア 定期的なアンケート調査等による、いじめ防止の啓発活動及び軽微な段階での早期発見

イ 関係生徒からの聞き取り等、いじめの事実確認・全体把握・対策案作成

ウ 保護者への説明、連携

エ 関係機関との連携（小金井市教育委員会、小金井市教育相談所、小平児童相談所、小金井市子ども家庭支援センター、民生委員、小金井警察署、父母と教師の会、他の小中学校等）

オ 当該学級への組織的な支援体制の構築、支援の実施

4 いじめに対する取組・対応

① いじめ未然防止のための取組

1 学校全体での取組

(1) 生徒自らが学び、感じる場と時間を提供し、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成する。

(2) コミュニケーション能力を高める授業を実施したり、「いじめアンケート」の結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、生徒が安心して学べる環境をつくる。

(3) 分かる・できる・活かす授業、生徒一人一人が達成感や充実感をもてる授業を実践する。

(4) 学校の全教育活動を通した道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(5) 挨拶やふれあい月間に全校で取り組み、笑顔あふれる学校をつくる。

(6) 道徳の時間等を活用して、生徒の自己肯定感を高める。

(7) 学校の情報発信を計画的に行い、保護者、地域との連携を強化する。

2 学年・学級経営の充実

(1) 学年打ち合わせを密に行い、同じ意識をもって学年全生徒の指導に当たる。

(2) 生徒のSNSやインターネットの使用状況の実態を把握し、情報モラルや人権尊重の精神に照らした継続的な指導を展開する。

(3) 必要に応じて、小学校等と情報交換を行う。

② いじめ早期発見のための取組

1 保護者や地域、関係機関との連携

生徒の微妙な変化を見逃さないよう、日常生活におけるきめ細かな観察を行うとともに、生徒、保護者、学校、地域の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応する。また、必要に応じて教育相談所、子ども家庭支援センター、民生委員、児童発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

2 相談体制の整備

(1) 「いじめアンケート」「ふれあいアンケート」「Web Q U」等の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を、学級、学年だけでなく教育相談部会や生活指導部会でも協議し、実態に即した指導を行う。

(2) 「いじめアンケート」等の実施後、気になる生徒等について、学級担任やスクールカウンセラー等による教育相談を実施し、生徒一人一人の理解を深める。

③ いじめへの早期対応

- 1 いじめに関する相談を受けた場合、速やかに事実確認を行い、校長・副校長に報告する。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒等の安全を確保するとともに、いじめ防止対策校内委員会で対応を協議する。
- 3 いじめの再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援、並びに、いじめを行った生徒への毅然とした指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- 4 事実に関わる情報を関係保護者と共有し、関係者が一堂に会しての謝罪の会等を実施する。
- 5 いじめを見ていた生徒が、そのいじめを自分の問題として捉えられるような取組を行う。
- 6 いじめが犯罪行為として取り扱うべきと思われる場合は、小金井市教育委員会及び小金井警察署等に報告・相談して対応する。

※いじめが「解消している」状態

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）より）

- 1 いじめに係る心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月以上継続して止んでいること
- 2 いじめられた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、当該生徒及び保護者との面談等により確認できていること

④ 重大事態への対処

1 重大事態の定義（「いじめ防止対策基本法第28条」より）

- (1) いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を、小金井市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ防止対策校内委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 家庭・地域との連携

1 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

2 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や小金井市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いいたします。

3 学校・保護者・地域の連携推進

- (1) 保護者会や三者面談、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- (2) 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの未然防止、早期発見に対しての理解・協力を得るようにします。

資料「家庭におけるいじめ早期発見のためのチェックリスト」

	学校へ行きたがらない。
	「転校したい。」「学校（部活）をやめたい。」と言い出す。
	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
	衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
	お風呂に入るのを嫌がったり、裸になるのを嫌がったりする。
	学用品や所持品を紛失したり、壊したりしている。
	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、教科書やノートが破れたりしている。
	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹、祖父母に反抗したり、八つ当たりしたりする。
	外に出たがらない。
	学校の様子を聞いても話したがらない。
	不審な電話や嫌がらせの手紙、紙切れ（メモ）などがある。
	親が学校に出入りすることを嫌がる。
	友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。